

この講演録は、12月6日(金)に佐世保会場で行われた講演をもとに、主催者(長崎県)が取りまとめたもので、文責は主催者にあります。

令和元年度企業人権啓発セミナー講演録

# 社会的差別の現実と差別解消の法制度

一般社団法人 部落解放・人権研究所

代表理事 谷川 雅彦

## 目次

1. はじめに～部落解放・人権研究所の紹介
2. 「社会的差別」の現実
  - (1) ハンセン病差別
  - (2) HIV/AIDS差別
  - (3) 水俣病差別
  - (4) 見た目差別
  - (5) 障害者差別
  - (6) 外国人差別(ヘイトスピーチ)
  - (7) 部落差別
  - (8) 女性差別
3. 差別禁止法の必要性
4. 差別禁止法の制定
5. 差別のない社会づくりへ

## 1. はじめに～部落解放・人権研究所の紹介

ご紹介いただきました部落解放人権研究所の谷川でございます。与えられたテーマが社会にある様々な差別問題と、昨今、これらの差別を解消しようということを目的とした法律が相次いで制定をされているということで、そのあたりの内容について企業の皆さんと学ぶ一つのきっかけをとということでお話をさせていただきます。

最初に部落解放人権研究所の紹介をさせて下さい。内閣府認可の一般社団法人でございます。お陰様で創設から51年を迎えることになりました。部落差別をはじめとする様々な社会的な差別をテーマに調査研究を行う民間の研究機関でございます。6つの調査研究部門を持っております。「部落の歴史」、「性差別構造」、「人権教育・啓発」、「差別禁止法」、「社会的排除」、「部落差別」です。こういった研究の成果は年に2回、『部落解放研究』という本を発行させていただいて、その研究成果を公にしているところです。

さらには人権人材育成の事業ということで、大阪で1974年から「部落解放・人権大学講座」、東京で1989年から「人権啓発東京講座」を開催させていただいています。大阪の「部落解放・人権大学講座」は修了生がもう5千名に届く状況になっております。人権教育・啓発事業ですが、1976年から「西日本夏期講座」、1970年から「高野山夏期講座」、1987年から「人権啓発研究集会」、1980年からは企業の方々を対象にした「人権・同和問題企業啓発講座」を開催してきています。大体この4つで年間約1万人の方々が講座を受講いただいております。毎月一回、差別や人権という問題を身近に考えたり、学んでいただいたりしてもらおうということで、『ヒューマンライツ』という雑誌を発行しています。この4月からAmazon Kindle版でも購入いただいております。

一般社団法人でありますので会員の支援によって運営をしているわけですが、個人会員年間1万円の会費をいただき、毎月この『ヒューマンライツ』と『研究所通信』という情報誌、研究成果を発表する『部落解放研究』という雑誌を年2回お届けします。そして、研究所が開催します公開研究会の参加費については、無料でご参加をいただける特典も準備しております。『ヒューマンライツ』の表紙のイラストは、当研究所が昔から懇意にさせていただいていますイラストレーターの黒田征太郎さんに毎月描いていただいております。

これは、今年の2月に新潟県で開催しました「人権啓発研究集会」の開催要項です。様々な差別に関わるテーマを学ぶ総合的な講座になっています。来年は、2月26日～27日に初めて沖縄でこの「人権啓発研究集会」を開催することになっています。「西日本夏期講座」は今年は香川県高松市で開催をしました。来年は山口県で開催予定です。毎年、和歌山県の高野山で「高野山夏期講座」を開催しています。ここでもパワハラの防止に向けた法制度の問題や外国人労働者の受け入れの問題など、こういった様々な差別や人権に関わるテーマを学ぶ講座を提供させていただいています。企業向けの講座は9月と11月に、今年は終了しましたがパワハラの問題や障害者雇用の問題など、企業が直面する様々な人権の課題について学ぶ機会を提供しています。大阪で開催しています「部落解放・人権大学講座」は、人権人材の育成で8月から3月まで24日間

ということで、集中的に差別や人権ということの基礎を学ぶ講座を実施しています。東京で開催している講座は、12日間ということで少し日数を縮小しているところです。

ホームページ見ていただきますとこんなふう画面が出てきまして、オンラインショップというところから研究所の会員になったり、今紹介しました書籍を購入いただいたり、また口座のチケットを購入いただいたりすることができるようになっていきます。ぜひ、このことをきっかけに一度ホームページをご覧くださいいただけたらと思います。

## 2. 「社会的差別」の現実

そこで今日のテーマであります差別の問題ですが、差別の前提には区別があるわけです。区別と差別はどう違うのか。男性がいると女性がいるなど、性にはもっと多様なグラデーションがありますが・・・例えば、外国人か日本人かという区別があるわけです。障害があるのかないか、男か女か、日本国籍なのか外国籍なのか。単なる違いでしかありません。この区別ということ自身は全く問題を起ささないわけですが、この区別が差別に変わる時があるわけです。女に生まれて女であることによって、例えば生涯賃金に差が出るとか。障害があることによって、教育を受ける権利や働く権利が制限されてしまうとか。国籍が違うということによって、住宅を借りられなかったり、採用を断られたり。この単なる違いが差別に変わる。区別と差別の間に存在するのが、区別を差別に変える社会の仕組みであるわけです。ですから差別をなくして人権を確立していこうと思えば、この区別を差別に移し替えるこの社会の仕組みを変えて行く必要があるということです。この社会の仕組みを変えるための法律、これが差別禁止法だとか差別解消法という名前が今整備がされつつあるということを目頭に申しあげたいと思います。そこでその単なる区別が差別に変わっている差別の現実について、いくつかの事例を端折りながら見ていきたいなと思います。憲法には、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」とあって、すなわち、憲法では国民の差別されない権利を保障しています。しかし残念ながら70年以上が経つわけですが、国民が差別されない権利を保障する法律や制度というのは極めて不十分と言わざるを得ない状況があります。

### (1) ハンセン病差別

例えば、ハンセン病の問題。ハンセン病そのものは“らい菌”によって引き起こされる慢性の感染症です。病原性は非常に弱く、感染しても発症することはまれであります。何よりもハンセン病を治す薬ができたことによって、発症しても早期に治療さえすれば命に支障をきたす病気ではなくなっていたわけです。それにもかかわらずわが国では法律を作って、ハンセン病にかかった人を見つけ出して、強制的に療養所という名前ではありますが、実態は隔離施設ですね。療養所という名前の隔離施設に強制的に閉じ込めるという法律が、実は1996年までこの国に存在していたわけです。この長崎県においても佐世保においても、たくさんのハンセン病に罹患した人を、県民や市民そして行政が連携をして見つけ出して、全国に13療養所ある隔離施設に隔離をして一生出られない状態を作ってきた。

これ(2019.11.19付毎日新聞の記事)は熊本県の黒川温泉という所に、その療養所に隔離をされたハンセン病の元患者が、病気にかかって療養所に入りますが治療して治る。治った後も法律

によって出られない状態が続いている。1996年に法律によってその過ちが明らかになり、政府が謝罪をすることによって、療養所から自分が生まれ育った故郷に帰って行く人も出たわけですが、残念ながらもなかなか自分の故郷に戻れない人がたくさんいました。そんな人たちを故郷に一時的に戻すという熊本県の事業がありました。その事業で、熊本の菊池恵楓園という名前の療養所に入所していたハンセン病の元患者の方々が一時的に故郷に戻る時に、この熊本県の黒川温泉を予約したわけです。でも予約をした後にハンセン病の元患者であるということが分かると、ホテルから宿泊を拒否されるという事件が起って、法務局や県も啓発に努めるわけですが、ホテル側が宿泊を認めませんでした。まさにこの差別の事例ですが、残念ながらこの差別を罰する法律がない中で適用されたのは、旅館業法の「正当な目的なく宿泊を拒否した」ということで、4日間の営業停止、罰金2万円でこの問題が済まされたわけです。これ（琉球朝日放送報道制作局HPより）はその時に寄せられたFAXですが、「ホテル潰して嬉しいか？外見だけでなく内面も醜い患者さん！」というハンセン病元患者の方々に対する差別的な電話やFAXが、菊池恵楓園の自治会に殺到しました。

これは2016年に毎日新聞が実施したアンケートで、療養所にまだ入所している方、そして療養所から退所して地域で生活を営んでいる方に聞きましたというアンケートですが、何と77%の方が“病気への差別・偏見が今もある”と答えています。

先ほども申しましたように、1996年に強制的に隔離をする法律が廃止されました。強制隔離という、国がハンセン病回復者に対して犯罪的な行為を認めて謝罪をしてから、この新聞が2016年なので20年が経っているわけですが、残念ながらもまだ8割近い人たちが“病気への差別・偏見が今もある”と感じる状況がある。入所者の17%、退所者の21%が「らい予防法」廃止後、自分自身や親族が地域で不快な思いをするなど差別を体験したと回答をしています。

これは大阪市の社会福祉協議会が実施した調査ですが、大阪市民の皆さんに「あなたは、ハンセン病回復者との次のような状況についてどれぐらいの抵抗を感じますか」という問いに、①近所に住むこと、②一緒に入浴すること、③同じ職場で働くこと、④子どもがあなたの家族と結婚すること、⑤同じ福祉施設を利用すること、こういったことに抵抗を感じるという市民が残念ながらいるわけです。そうすると国の間違った政策によってこの長い、何十年も隔離をされていて、法律がなくなったことによって「施設から出ていってもいいですよ」と言われて施設から出ていっても、自分が元患者であるということを明らかにできないわけです、こんな状況があると。そして後遺症があったり、様々な課題に苦しんでいる状況がある中で、一度療養所から退所してももう一度また療養所に戻らざるを得ない元患者の方もいらっしゃる。

これ（2018.5.12付毎日新聞の記事）は、東京都のある支援団体が実施した調査ですが、病歴を隠している人は2割もいるということです。病気にかかって療養所に隔離された人たちへの人権侵害というものは、国が認めて謝罪をして1996年に法律を廃止した。しかし、差別や人権侵害をこうむったのは、病気にかかった本人だけではないという裁判が起こります。これ（2016.2.16付朝日新聞の記事）は、家族訴訟という、ハンセン病の患者を出した家族も筆舌に尽くしがたい差別や人権侵害をこうむったということを家族が語り始めました。そして、この新聞（2016.1.24付毎日新聞の記事）に写っているのは、九州産業大学の先生もなさった林力さんという方です。林さんのお父さんがハンセン病の元患者だったんです。この父のハンセン病を明らかにして40年、“差別根絶91歳の覚悟”ということで、この記事が2016年ですから今は94歳になって

おられるわけです。その結果、熊本地裁で今年の6月28日に判決が出ました。差別や人権侵害を受けたのは元患者だけではないと、その家族も大変な差別や人権侵害も受けたと。その差別や人権侵害をつくり出したのはやはり国であるという判決が出たわけです。政府はこの地裁の判決に対して控訴を断念します。すなわち、控訴を断念するということはこの判決が確定するということです。国が家族に対する差別を作り上げ、この家族に対する差別を放置してきたということをお認めなされたわけです。

## (2) 水俣病差別

もう一つは、九州でいうと水俣病です。水俣にあるチッソの工場が垂れ流した排水の中にメチル水銀が含まれていた。海にどんどんメチル水銀が流されて、それを食べた魚が食物連鎖でその魚を人間が食べる。この人間に病気が出てきたわけです。大変な公害病です。1956年、今から63年前の5月1日に初めて水俣市で水俣病という問題が公式確認されました。もちろん、その以前からいろんな問題が起こっていた。認定患者が3千人に及び、このうち生きていらっしゃる方が5百人余り、今も2千人が患者認定を求め、300人が裁判で損害賠償を求めている。公式認定からだけでも63年経っているのに問題が解決されていないのです。皆さんこれはご存じですか。水俣のあるフェンスに、「メチル水銀中毒症へ 病名改正を求め！！水俣市民の会」とあります。公式確認から63年経った今になって、水俣病という名前を変えてくれと言うんです。何でこんなことを言うか分かりますよね。水俣病という名前によって、様々な差別や人権侵害が今もまだあるということです。だからこういった市民の会ができて病名を変えて欲しいと言うわけです。

私は年に何度か水俣に行って話を聞いたりしますが、水俣の中学生が県外に修学旅行で出る時に一般的なコミュニケーションが行われるわけですが、「皆さんどこから来られましたか？」と聞かれて、「熊本です」と答えます。「熊本のどちらですか？」と聞かれ「水俣です」と言った時に、次のリアクションです。ここで差別や人権侵害が起こる場合が非常に多いと言います。私がお話を聞いた水俣のいくつかの中学校では、修学旅行の前にそのための学習会をするそうです。修学旅行で水俣だということを聞かれて答えた場合に、相手が差別的な発言をした場合にどう対応して行くのかということをお修学旅行前に学んでいかないといけないほど、いまだに差別が残っているということです。

これも2016年4月の朝日新聞の記事です。朝日が実施したアンケートの結果、これは2016年ですから公式確認から60年の時に実施したアンケートです。“自分自身や家族の差別・偏見に関する経験がある”という患者、被害者が30.5%、3人に一人ぐらいが差別や偏見に関する経験があると言っているわけです。しかもこの数年のことだとおっしゃっている方が23%、4人に一人ぐらいいらっしゃる状況です。水俣病の被害を受けて辛かったことを尋ねると、“差別や偏見”という答えが19.2%で返ってくる。“自分や家族が差別を経験した”という人が30.7%。そのうちこの数年間の問題だという人が23.4%。その内容を聞いてみると、ご覧いただいているような就職を断られた、縁談に差支えがあった、付き合いを避けられたという経験を持つ方がかなりの割合でいらっしゃるということです。ですからおそらくたくさんのお水俣出身の方が、自分が水俣出身ということをお言えない状況がある。

今同じようなことが、福島出身者で起こっています。東日本大震災からもうそろそろ10年ぐ

らいを迎えようとしませんが、震災によって東電の第一原発で事故が起きました。そして放射能が広がって、そのことによって様々な風評被害が当時出ました。千葉県に避難した子どもは、放射能が移るといじめられました。京都で“五山の送り火”という有名な行事の時に福島の人材木を使っていたのですが、その年は放射能が飛び散るから使わせないという差別・偏見、間違った認識に基づく発言があって結局使わなかったです。とうとう“原発いじめ”といういじめ事件が起こって、子どもが一步間違えれば自殺するような事態にまで追い込まれていたということは記憶に新しいことだと思います。同じようなことで出身地を明らかにすることができない。これも新聞に載っていましたが、仲人業、結婚相談業や結婚情報相談業など、いわゆるAさんとBさんをくっつけて結婚させるというお仕事がありますが、新聞に載っていた記事では、間違いなく福島出身であるということが分かったとたんにマッチングは成立しないとおっしゃっていました。そういう状況の中で、南相馬の高校生は「自分たちは結婚できるのだろうか」、「自分たちは子どもを産むことができるのだろうか」、こんな悩みや不安を持ち続けている状況にある。

### (3) HIV/AIDS差別

もう一つはHIV、エイズの問題です。私は今56歳ですから、1980年代のエイズパニックということを経験した世代です。エイズというのはHIVというウイルスに感染することによって、体の免疫力がどんどん低下していきます。免疫力が低下することによって、普段なら罹らない、発症しないようないろいろな病気を発症してしまう。そして免疫力が低下していろいろな病気を発症し、そのいろいろな病気の総称をHIV、エイズと言います。HIVに感染していても、免疫が低下しなければこの症状が出てこない。ですから陽性患者であってもエイズを発症しない人がいるということです。今では非常に効果がある薬が開発をされて、例えば1日1回その薬を服用することによって、この発症を抑えられる。ほぼ平均寿命まで生きることができる、そういう時代になっています。それにもかかわらず、1980年代にあったエイズパニックによって、エイズとは恐ろしい病気怖いというイメージが刷り込まれることによって、いまだにHIV陽性者やエイズ患者に対して、差別や偏見が広がっています。職場でのHIVの話になると、みんな気持ち悪いと口を揃えて言う。絶対に隠し続けなければならない。学生時代に医療系の専門学校だったため退学を進められた。医療現場においてもHIVである、陽性者であるということを告げると診療を拒否される。差別的な態度や言動を受けるといことがあるわけです。高知県内で暮らす陽性者が、歯科診療所で受診した際に感染の事実を告げたところ診療を断られた。

これ(2019.9.18付毎日新聞の記事)は一番新しい記事ですが、社会福祉法人に就職をしようとして、HIVに感染しているということを報告していなかった。しかし、調べられて陽性者であるということが分かると、内定していたのに採用を取り消されたということで裁判を起こします。裁判の結果、HIV感染を理由に就職内定を取り消したことは違法であるという判決が出ているわけです。

### (4) 見た目差別

皆さん“見た目問題”って聞いたことありますか。少し前はユニークフェイスという言い方をしたのですが、顔や身体に生まれつきあざがあったり、色素がなくて髪も肌も白いアルビノや、事故や病気による欠損、傷痕、やけど、変形、麻痺、脱毛など、先天的・後天的に見た目に特徴的

な症状を持つ人たちが、その症状がある故に直面、内包する問題です。今こういうのを“見た目問題”と呼んでいます。研究所が見た目問題に取り組むNPO（MFMS）と共同で実施をしたアンケート結果の一例ですが、当事者や家族からいろいろ聞き取りをしました。例えば、「化粧物みたい、気持ち悪い」とばい菌扱いされた。髪を黒く染めないと雇えないと言われ、髪を黒く染めた。症状により不採用になった。すれ違う時に女子高生2人組に「きもい」と言われた。赤ちゃんの時の写真がない。両親に紹介できない。その顔を見たら必ず反対されると彼女に別れを告げられた。お見合いの相手の親が見た目のことに関していろいろ差別的なことを言って断ってきた。これ（2017.12.30付朝日新聞の記事）は新聞記事ですが、彼女の場合は顔にあざがあり、このあざがあることによって彼女は壮絶ないじめの体験をするわけです。水野敬也さんをご存知ですか、『夢をかなえるゾウ』という本を書いている作家です。彼が編集をしているいろんな見た目に問題がある人たちから話を聞いて『顔ニモマケズ』という本を作りました。これは結構全国の書店で平積みされていて、よく売れているそうです。顔を出している人がいますけど、こんなふう当事者がいるわけです。

#### （5） 障害者差別

もう一つは障害者差別です。これは皆さんピンとくる方だと思いますが「障害に基づく差別」、いわゆる障害に基づく区別、排除、制限、これが差別です。障害を理由に区別したり排除したり、制限したり、こういったことは差別です。「合理的配慮」という言葉を皆さん聞いたことがありますか。合理的配慮を行わないことは、差別ですよということです。「障害があるからお前、来たらアカン」、「障害があるからお前待ってけ」とか、こういうのは分かりやすいです。しかし、この合理的配慮を提供しないことは差別だということは、まだなかなか知られていません。合理的配慮というのは、障害がある人が障害のない人と同じように日常生活や社会生活を営む上で必要な支援を合理的配慮と言います。

残念ながらこの国、私たちの社会というのは障害がない人たちによって作られてきました。ですから障害がある人のことを考えて作られていないものが、一杯あります。例えば、交通機関は分かりやすいです。電動車いすの人が駅のホームに入っていくことが本当に簡単にできるのだろうか。駅のホームから電車に問題なく乗り移れるのだろうか、また降りられるのだろうか。ホームに上がるのに階段しかないとか、ホームと電車の上に20センチぐらいの隙間が空いているとか普通にあります。障害のない私たちにとってみれば階段しなくても問題ないし、少々隙間が空いていても乗り降りにそんなに困ることはないです。しかし、車いすを使っておられる方にとっては大変な問題が起こるわけです。その際に、例えばスロープを作って渡して電車とホームの間を車いすが渡れるようにしようとか、こういった支援のことを合理的配慮と言います。あとから法律のところで説明をしますが、障害者差別解消法という法律ができて、行政と事業者を対象にしており、行政と事業者はともに障害に基づく差別は法律で禁止されています。皆さんは現在でも、障害に基づく差別は事業所として、法律でやってはアカンという禁止事項になっているわけです。そしてこの合理的配慮を提供して下さい、提供しないと差別になるということは、行政の人に対しては法的義務、事業者の方に対しては努力義務になっています。しかし、今この法律は改正が検討されています。この法律が改正されますと、皆さんに対しても法的義務になります。

大阪府でどんなことがあったのかという事例を紹介します。聴覚障害者の方が大阪府の行政サービスを利用するために、支援者を通じてサービス申請の窓口で電話をして、「聴覚障害の方がサービス利用の手続きに行くので手話通訳を準備しておいて下さい」とお願いしました。しかし行くと手話通訳がいなかった。そこで彼女は合理的配慮を提供するという行政の義務に違反している、障害者差別だとして相談窓口に行きます。相談窓口は即座に対応して、大阪府は知事が「大変申し訳ございませんでした」と謝罪しました。対応した職員、電話を受けた職員、窓口の職員、上司も含めて合計8名が処分されました。合理的配慮を正当な理由なく、また過剰の負担でないにもかかわらず提供しなかったということです。今こういうことになっているということを理解しておく必要があります。合理的配慮ということ、これをぜひ覚えておいて欲しいです。

こちら大阪の理美容店ですが、車いすの入店を拒否する、聴覚障害者の入居を断る。緊急時に連絡できないからという理由で。当たり前ですよ、電話できないから聴覚障害なんです。聴覚障害にもいろいろありますが、この場合は全く聞こえなかったということだと思います。しかし、FAXやメール、手話、筆談、いろんな方法でコミュニケーションを取ることができるわけです。これ（2017.6.28付毎日新聞の記事）は有名な事件ですが、バニラ・エアというLCCの会社が車いすのお客さんの搭乗を拒む。障害者差別解消法をバニラ・エアの経営陣やスタッフが正しく理解をしていたら、こんなことはしません。経営者もスタッフも障害者差別解消法が施行されて、自分たちに法律で差別が禁止されていると知らなかったんです。これはすぐに国土交通省から指導が入って、バニラ・エアの社長が謝罪をして、現在ではバニラ・エアは反省をして対応をしています。

こちら（2014.12.18付毎日新聞の記事）は、地域の学校に行きたいという子どもの就学を拒否された。お母さんは思い余って弁護士会に人権侵害救済のSOSを出したということです。大阪市の話ですが大阪市もメディアが取り上げた、弁護士会が動いたということで、すぐに申し訳ありませんでしたと子どもの入学を認めるわけです。兵庫県の宝塚（2018.8.30付毎日新聞の記事）では、難病を抱えた子どもが地域の学校へ通っていました。そこへ宝塚の教育委員会の教育委員が現場視察に行かれた時に「何でこんな重度の障害を持っている子が、こんな地域の学校に通っているのか、おかしいね」という発言です。「みんな優しいね。中には『来んとして』という学校もあるからね」、「大変やね、環境も整っている養護学校（今でいう特別支援学校）があるんじゃないの」ということを言って、教育委員は責任を取って辞職をするわけです。

これは名古屋にある行列ができる某ラーメン店です。“車いす、ベビーカーはお断りします”。こちらは大阪市内のある喫茶店です。“小さいお店ですので、車いすでのご来店はお断りさせていただきます”。こんなところがまだ社会の中にたくさんあるわけです。書いてなくても入れないところがあります。車いすですでに入れない、車いすでは買い物ができないとかサービスを利用できない。例えば車いすで入れなかった場合にどうするのかということです。この喫茶店は私も行きましたが、ドアを開けると車いすが通れるスペースは十分にあります。だからお店の中に入ることにはできます。お店のテーブルとイスは移動式なので車椅子のお客さんが入ってきて、車いすなので椅子を一つどけて座って貰おうと思えば座れるわけです。それにもかかわらず、車いすでの入店をお断りするところに問題があるわけです。ラーメン屋の方は「いや～、うちはお昼には行列ができるほど忙しいねん。そんな時に車いすで来られたら大変やねん。混んでない時に来て」。これは先ほど言うところの制限です。障害に基づく制限、条件付けをしているわけです。「混んで

ない時に来て」、「介助者と一緒に来なさい」などは差別に該当するという事です。

これ（2014年グループホーム建設反対事件）は、神奈川県グループホームのケースですが、病院のお医者さんのブログです。今は削除されています。「大変なことになりました。降ってわいた災難とはこのことです。小学校・中学校に通う子ども達も通ります。お墓参りの方々も通り、夜遅くまで人が歩く私たちの生活道路です。そこに突然10人の精神障害者が入居し、11時から午後8時まで一人、NPOの人がいるそうですが、その他の時間は誰も見ていません。これでは安心できません。川崎市は安全、安心な町を目指しているのではないのでしょうか。退院して薬は貰っているそうですが、変動したらどうするのでしょうか。誰が責任を持って対処するのでしょうか」。すなわち、精神障害者の方が支援を受けながら地域で生活していこうと思っても反対するわけです。今日も朝、偶然テレビを見ていたらやっていました。ダルクという薬物依存からの社会復帰を支援する団体が、薬物依存の支援の建物を街中に建てようとした時に反対運動が、これは「施設コンフリクト」と言いますが、起こるわけです。「こんな精神障害者が出入りする施設ができたら怖い」、「土地の値段が下がる」、「安心して子どもを遊ばされへん」とか、こういう差別や偏見がどんどん出てくるわけです。

これ（2012年2月～16年1月グループホーム建設反対事件）も横浜市で、神奈川県グループホームのケースばかりで、別に神奈川県に多いわけではないのですが、知的障害者グループホームを建設しようという時に、反対運動が起こるわけです。町の中に“知的障害者ホーム建設絶対反対”という看板が一杯立てられる。そうするとこの町の中にも当然さまざまな障害を持った人や家族が暮らして、この看板を毎日のように見るわけです。どんな思いでこの看板を見るのか。これは4年かかって結果的に建設できませんでした。建設断念です。

そしてどうなるのかと言うと、「散髪行かれへん」、「住宅を貸してもらわれへん」、「学校に通われへん」、「グループホームを作るのに反対される」。もう社会の中では、「障害を持っている人は人里離れた山の中にあるような施設に入っとけ」となっているわけじゃないですか。そういう人たちが集まる施設がどうしても必要になってくるから、「津久井やまゆり園」ができるわけです。そこにたくさんの重度重複の障害者が入所する。そこに働いていた犯人は「障害を持って生きることって不幸なことやな」、「こんなところでかわいそうやな」、「お前ら生きてより死んだ方がええやろ」と言って、1人ずつ刺し殺して行ったんでしょ。この犯人の問題意識と先に紹介した差別の事例、私はそんなに質的に変わるものではないと思います。特に最近では出生前診断があります。女性が妊娠すると採血をして分析することによって、お腹の中の子どもに障害があるかないかということが分かる検査があるわけです。この出生前診断が命の選別につながるということでいろいろ賛否がある中で、広がっていつている。そして出生前診断で陽性という判断が出た妊婦さんの9割が中絶しているというのです。なぜ9割が中絶するのか。お母さんやそのお連れ合いさん、ご両親がいらっしゃるわけですが、障害を持って生まれてくるぐらいなら生まれてこない方がいいということでしょう。だから陽性が出たら中絶となるわけでしょう。この意識とこの犯人の優生思想とどう違うんですか。

#### （6）外国人差別（ヘイトスピーチ）

もう1つは「ヘイトスピーチ」です。スピーチと言うと演説とか、言葉的にはソフトに聞こえますが、法律では本邦外出身者という言い方をしていますが、これは外国にルーツのある人と理

解してもらえば分かりやすいと思います。外国にルーツがあるということで本邦外出身者という言葉を使っているわけですが、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のことを法律ではヘイトスピーチと言っています。このヘイトスピーチの事例（法務省人権擁護局作成）として、「〇〇人は殺せ」、例えば「朝鮮人を殺せ!」、「韓国人を海に投げ入れろ!」とか、特定の国・地域の出身者に対して“ゴキブリ”などの昆虫・動物・物に例える。さらに「朝鮮人はこの町から出ていけ」、「韓国人は祖国に帰れ」というような言葉の暴力を法律ではヘイトスピーチと呼んでいます。

有名なのは京都朝鮮学校襲撃事件で、2009年から2010年にかけて3回起こります。在日特権を許さない市民の会といったメンバーが、京都の朝鮮学校に大きな拡声器を持って押しかけて、ヘイトスピーチを繰り返します。そしてこのヘイトスピーチをやっているところを動画で撮影して、インターネットにアップするという行為を繰り返したわけです。「朝鮮学校を日本から叩き出せ」、「朝鮮学校、こんなものはぶっ壊せ」、「なにが子どもじゃ、スパイの子どもやんけ」というようなことを大きなマイクで子どもが授業している状況の中で、学校に向かって門の外から拡声器を使って叫び続けるわけです。徳島県の教職員組合の襲撃事件もそうです。国や県が朝鮮学校に対する補助金を打ち切ってきた。これは日本の外交問題等が背景にあるわけですが、そうすると朝鮮学校に通う子どもたちの教育が非常に厳しくなってきます。教職員組合や労働組合の方が頑張って、全国に呼びかけ寄付を募って朝鮮学校の方に持って行きました。それが気に入らないということで、在日特権を許さない市民の会のメンバーが組合に押しかけて役員に対し、拡声器で「朝鮮の犬」、「非国民」という発言をして手首をつかんだり、またその様子を動画に撮ってインターネットに公表する。

2010年ごろからヘイトスピーチというのは本格化してきます。法務省の調査では2012年4月から2015年9月にかけて、3年6ヶ月の間に1,152件のこういった行為が確認されています。彼らはヘイトスピーチやデモをする時に、インターネットで「みんな集まれ」と呼びかけます。彼らの行為というのは予告もするし、そしてやった後は動画に撮って報告もするから非常に確認しやすい。確認されているだけで1,152件あるということですから、年に平均するとほぼ毎日どこかでこういった行為を行っている。現在はこういった行為を止めさせようと思えば、裁判に訴えるしかありません。しかし裁判に訴えるということは時間もかかるしお金もかかります。その間この行為が止むわけではないから、我慢しておくしかないわけです。これが冒頭にも言いました、この国の人権を守る法制度の情けない現状です。

京都地裁は半径200m以内の街宣禁止、1,226万円という非常に高額な損害賠償命令を出しました。大阪高裁も被告の控訴を棄却して地裁の判決を支持しました。被告は最高裁にもう一度訴えます。最高裁もこの訴えを退けて京都地裁の判決が確定する。この京都地裁の判決の非常に画期的なところは、国連が作った人種差別撤廃条約という国際的な条約に日本は加盟をしています。そしてこの判決は彼らが行った行為は人種差別撤廃条約第1条第1項の「人種差別」である、ヘイトスピーチというのは条約が禁止する人種差別に当たるということを認定して、社会的な偏見や差別意識を助長、増進させる悪質な行為であるとしたわけです。徳島の事件についても6名が逮捕起訴されて有罪判決が確定するわけですが、高裁では彼らが行った襲撃事件で人種差別行為があったと認定して地裁の金額を約2倍するような436万円の賠償を命じ、最高裁も在特会の上告を棄却して、高裁判決が確定するということになっています。

これは（外国人住民調査報告書2017年6月）、法務省がヘイトスピーチ解消法を踏まえて実施

をした調査で、日本に住む外国人約1万8千人に聞きました。過去5年で住む家を探した経験がある外国人の方に聞きます。「外国人であることを理由に入居を断られた経験はありますか」、「ある」という答えがなんと39.3%です。日本でこの5年以内に住宅を探した外国人のなんと3人に1人強が、外国人であることが理由に入居させてもらえなかったというわけです。次に、過去5年間で仕事を探したり働いたことがあるという外国人に、「外国人であることを理由に就職を断られたことがありますか」と聞くと25%、4人に1人の外国人が就職を断られたという結果です。過去5年間に「外国人であることを理由に侮辱されるなど差別された言動を受けたことがありますか」、「ある、よくある、たまにある」これを合計すると29.8%。こういう状況になっているわけです。入管法が改正されて外国人の労働者が一定の条件のもとに国内に入ってくるようになります。一方でこういう状態を放置しておいて、機械が入ってくるわけではない、人間が入ってくるわけですから、入ってきた人間にこういうことをする状況を放置しておいて本当にうまく行くのだろうかということです。

### (7) 部落差別

そして、もう一つは部落問題です。部落出身者と見なされた人々が今日もなお差別を受けているという現代の社会問題のことです。障害者差別、外国人差別、女性差別などいろいろありますが、この部落差別というのはどういう差別なのかと言うと、部落差別というのは部落出身者に対する差別のことです。では、部落出身者とは誰のことですか。部落出身者というのは本人や父母、おじいさんおばあさん等が被差別部落と何らかの関係を有する人です。では、何らかの関係ってどういうことかと言うと、被差別部落と言われている所に住んでいるとかそこで生まれたとか、そこに本籍を置いている、そういう人のことを部落出身者と言います。そういう部落出身者の人に対する差別が部落差別です。

そこで部落差別が現代どんな状況にあるかということですが、これは（部落出身者との結婚に対する差別意識）、東京・名古屋・福岡が実施をした調査で結婚に関することを聞いています。東京都民は“子どもの結婚相手が同和地区出身であった場合”、絶対に結婚を認めない4.3%、家族の者や親せきの者が反対すれば結婚を認めない2.9%です。名古屋では“親類や親しい人の結婚相手が同和地区出身であることがわかった場合”、結婚して欲しくない7%、反対する3.7%でした。福岡では“同和地区の人と結婚しようとした時に、家族や親せきから反対された場合どうするか”、反対されたら結婚しないが13.5%です。同和地区、被差別部落という土地と人間との関係で部落出身者かどうかということが判断されるということは、例えば住宅を購入したり借りる際に、その住宅が部落の中にあるのかどうかということは重要なことになってくるわけです。こんな言い方は変ですが、部落に間違っ住んでしまうと住んだことによって世の中は部落出身者だとみなすわけですから、自分は差別される側に回る可能性が出てきます。そうするとどういう差別が起こるかということ住宅を買う、借りる際に調べておこう。本籍が部落にあると部落出身者とみなされるということであれば、結婚するにあたって相手が部落かどうかということを調べておこうということが起こるわけです。部落差別というのはそういう連鎖です。

大阪府（同和地区の土地に対する差別意識 2011年）でも、「あなたは家を購入したり借りたりなど住宅を選ぶ際に、価格や立地条件などが希望に合っても、次のような物件の場合避けることがあると思いますか」という問いで、“同和地区、被差別部落にある物件を避ける・どちらか

という避ける”が54.9%、“同和地区や被差別地区の中にはないが同じ校区にある場合避ける・どちらかという避ける”という人が43%。これは鳥取県（2015年）でも19.7%。三重県（2011年）の数字は、宅地建物取引業者に聞いています。物件を仲介する間にいる方です。この仲介業者の皆さんに、「あなたはお客さんや同じ同業者から、物件の所在地が被差別部落にあるのかどうか、物件の近くに被差別部落があるのかどうか尋ねられたことがありますか」という質問です。お客さんから問い合わせがあったというのが18.9%、業者から問い合わせがあったというのが5.1%、両方から11.4%、合計すると35.4%の業者が問合せを受けた経験があるということです。仲介業者の実態としてもこれくらい出てきているわけです。

これは1975年に発覚した「部落地名総鑑」、全国の被差別部落の所在地を記した地名図鑑です。今まで10種類の「部落地名総鑑」が確認をされています。当時秘密裏に作られ、売られ、買われて使われていた。長崎県内でも有名な企業が購入されていました。一部上場に名前を連ねるたくさんの企業が、部落地名総鑑を購入していた。そして法人だけではなく、学校法人や社会福祉法人、一部個人もありました。採用選考や結婚調査においてこの「部落地名総鑑」を使っていたということです。2016年度に国が発表した83.5%という数字ですが、これはインターネットの普及率です。すなわち10人おれば8人ぐらいの人がインターネットを利用している環境にあるということです。どんなことが今起こっているかと言うと、例えば、アマゾンドットコムで、「部落地名総鑑」の現代版が売りに出される事態が起きています。これは法律で止められません。もちろん、私たちはアマゾンにこの書籍の取り扱いをやめるように求め、アマゾンはやめました。そして裁判所にこの出版をやめさせて欲しいと訴えました。裁判所は出版差し止めの仮処分、すなわち裁判の結果が出るまで出版してはならないという仮処分を下してくれた。しかしこれは、今裁判中です。これは一つずつ裁判しないといけません。もし誰か違う人物がまたこの出版をしようと思ったら、また裁判をしないといけません。人もお金も時間もかかるということで、相手がまだ一人のうちに対応できますがこれが増えてくると無理です。そして一度売り出してしまえば、これはどんどん広がって行くことになります。

佐賀県でこんなことが起きました。メルカリをご存じでしょう。インターネットで公開されている部落の所在地情報をプリントアウトして印刷業者に印刷を依頼して製本したものを、佐賀県のある人間がメルカリで売ったのです。5冊作って3冊売れました。われわれはメルカリに抗議をし、この本を出品した人物は誰なのかを明らかにすべきだと言いました。しかしメルカリはこの本を取り扱うことはやめるが、出品した人間の情報を明らかにすることはできないとしました。でもインターネットの中では炎上しているわけです。それを見たこの出品者が、佐賀県庁に私が実はやりましたと謝りに行きます。だからこれは出品した人物は分かっています、今反省されています。インターネットで、今分からないことや疑問があればすぐスマホで調べます。インターネットの中にも知恵袋といったページができて分からないことを尋ねると、インターネットを見ている人があることないこと、良いことも悪いことも書くわけです。「大分の部落ってどこですか？」と書くと「これを参考にして下さい」という答えが出てきて、これにベストアンサーがつけられる。「これを見て下さい」というところをクリックすると、被差別部落の所在地がずらっと並べられるということが、現に起こるわけです。

先ほどお話したように、結婚にあたって相手が同和地区かどうか気になる。不動産を購入したり賃貸する場合に、物件が部落にあるかとか周辺に部落があるということが気になるという人が

一定の割合いるわけです。一方でこういった情報がインターネットで流されている。この二つのニーズと情報が重なったらどうなるのか。交際している相手が部落の人間なのかどうかとか、自分が購入しようか検討している物件が部落かどうかということが簡単に分かってしまう状況にあります。こういうことが現在、日本の社会の中で放置されている。憲法の話をしました。差別されないという国民の権利を謳いながら、こういったことが放置されている。深刻なギャップがあるわけです。事実、こういったネット上の部落差別行為が現実社会においても事件になっているケース、滋賀県内の喫茶店に滋賀県内の被差別部落の情報が喫茶店に週刊詩みたいにならないうちか、被差別部落の所在地情報を使って茨城県の自治体職員がストーカー事件を起こしたとか、ネットのフリーマーケットで販売するなど、こういったことが起こっている。

### (8) 女性差別

もう一つは女性差別ですが、一番最近の例で言いますと大相撲です。大相撲がいろんな場所であるわけですが、その場所の間に巡業をして全国各地を回って行きます。巡業先で必ず地元の市長に挨拶をしてもらうことになっているのですが、問題は宝塚市で巡業をやった時です。宝塚の市長にご挨拶をいただいた。男性の市長であれば土俵の中であいさつをするのに、「土俵の中には女性は入ったらあかん」という要するに女人禁制があるわけです。「これは大相撲のルールやから、この宝塚の市長は土俵の外から挨拶せい」となり、この差別に対して市長は「悔しい！」と言っていました。もう一つは京都の舞鶴市で巡業があった時に、舞鶴の市長は男性だから土俵の中で挨拶をしました。しかし、この市長が突然くも膜下出血で倒れて意識を失ったので、見ていたお客さんに看護師(女性)さんがいて、急いで市長のもとに駆け寄って対応をしようとした。しかし行司が「女性は土俵から下りて下さい」とアナウンスした。どう考えてもおかしいですよ。この女人禁制と人間の命が比べられて、女人禁制が勝っているということです。しかし、これが変わらないわけです。

最近びっくりしたのは医学部の入試に差別がありました。男子には一律に加点して、女子には加点しなかった。すなわち女性を不当に扱ったのです。本来なら入試に合格して医学部に入学できているはずの女性が排除されていた。この文部科学省の調査もいいかげんで、徹底的に全医学部に第三者を入れて調査をすればよかったのに、文部科学省がやったのは「自首してきなさい」と言うことでした。誰が言ってきますか。言ったら大変なことになる、裁判に訴えられるわけですから。言ってきたのは4校だけでした。その4校は「私どもは、やってみました」と言ったわけです。分かっているだけでも4校です。人生に関わる問題です。

## 3. 差別禁止法の必要性

差別されない権利が保障されながら、残念ながら差別がまかり通っている状況がある。そこで重要なのは、こういった差別を禁止する社会のルールです。例えば、虐待なのか子育てなのか。夫婦喧嘩なのかDVなのか。児童虐待防止法やDV防止法というルールをしっかりと決めて、身体的暴力は虐待です、ネグレクトは虐待です、性的暴力は虐待です、心理的暴力は虐待ですといったように、法律で児童虐待とはどんなことなのかを決める。そして残念ながら一つ一つ起こる事例をもとに、この身体的暴力とはどんな行為なのか、ネグレクトとはどんな行為なのかということを示していく。一昔前は子どもの前で夫婦げんかをするのは虐待ではなかったのです。しか

し今、もし子どもの前でお父ちゃんがお母ちゃんの顔を殴ってそんな行為を子どもに見せると虐待になるわけです。虐待がアカンということを決める。そしてアカン虐待とは、どんな行為なのかをはっきりさせる。そのことによってどこまでがよくて、どこからがいけないことなのかが分かってくるわけです。だから私は差別をなくそうとすれば、差別はアカンということをはっきり決めべきだと思います。何がしてはならない差別なのかということをはっきりと分かるようにしなければいけないと思います。あなたがなくそうとしている差別と、私がなくそうとしている差別は一致していますか。いじめをした子とされた子、された側はあの一言が悔しくてつらくて死にたいぐらい悩んだ。しかし、その一言を言った子は「何言うてんねん、そんなつもりで言うたん違うわ。おまえの取りようの問題や」と思うわけです。同じ一言でもする側とされる側では、ものすごい溝がある。この溝を一致させようと思ったら、どんなことがいじめになるのかをはっきりさせておかないと、やった側とやられた側でいじめの基準が違ったのでは問題解決にもものすごく時間がかかります。差別禁止法が必要だというのは、罰則をつけてさせないようにしようということではなくて、差別をなくしていこうとみんなで努力するのであれば、何が差別なのかということをはっきりさせる必要がある。憲法で差別されない権利が保障されているにもかかわらず、この権利を保証する法律や制度は極めて不十分だということです。

二つ目は何が許されない差別なのかということについて、今はっきりしない状況があります。そのことによって差別が見えにくくなって、取り組みが実行されない。先ほど外国人の調査を紹介しましたが、ヘイトスピーチ解消法という法律ができたことによって、外国人に対する差別の現実がどんな状況なのかを調べてみようとなりました。法律があることによって調べるという取り組みが出てくるわけです。加えて、法律があることによって教育や啓発に説得力が出てきます。DV防止法や虐待防止法があることによって、「虐待がだめですよ」、「DVやめましょう」という教育や啓発に説得力がでてくる。さらには、この差別を受ける側が自分の問題だ、自分の責任だというふうにとらえてしまうことがあります。「障害者で生まれてきた自分が悪い」、「障害者を生んだ私が悪い」ではないのです。障害を持って生まれることや障害を持っているということが問題なのではなくて、障害がある人を排除し差別する社会、この社会にこそ問題があるのに差別されている側が自分の責任と考えこんでしまう。差別にはそういう特徴があります。だからこそ差別禁止法ができることによって、問題は社会の側にあるということが明らかになって行く。

パワーハラスメントされた側が「俺が仕事できないからアカンねん」と思って、精神的な病気になって自殺をしてしまう。私の問題ではなくて上司と部下の関係、会社の環境、ここに実は問題があるということをはっきりしないと被害者の問題だとなってしまう。そして差別や偏見をおそれて、語るができない被害が少なくないということです。差別や偏見というのは、なかなか被害を明らかにできない。原爆の被害者が孫が結婚してようやく被爆者手帳を取ってきたということが、毎年8月にそのニュースが出てきます。何でもっと早く手帳の申請しなかったのか、「怖かった。自分が原爆被爆者だとカミングアウトすると子どもや孫の結婚に影響するんじゃないかと思って」。そんな事例を一杯見てきたと言うんです。差別の被害というのは過去形です。差別されてから相談においでといった形で、過去の被害を救済することになります。でも差別というのは不安なのです。先ほど福島の話をしました。例えば福島の南相馬の高校生が「将来結婚できるのだろうか」、「私は子どもを産むことができるのだろうか」という不安。彼女、彼らを不安にさせている社会の問題というのは、救済の対象や禁止の対象にはならないのです。で

も差別をなくして行くということを本当に考えた時に、将来の被害をどう考えていくのかということ是非常に大事なことです。こういった今申し上げたようなことから、私は差別禁止法というものが重要だと思う一人です。

#### 4. 差別禁止法の制定

現在制定されている差別禁止法は、おおよそ五つあります。障害者、外国人、部落差別、アイヌ、ハンセン病に関するものです。障害者の問題は、先ほど申し上げました国と民間事業者に明確な禁止義務をかけています。これは、障害者差別をなくす法律とこれ以外の法律との決定的な違いです。これ以外の法律は理念法と言われる法律ですが、障害者差別解消法は明確な禁止義務規定をかけています。国や自治体、民間事業者に不当な差別的取り扱いを法律で許しませんとなっている。合理的配慮を提供して下さいというものに関しては、国・自治体は法的義務、事業者は努力義務です。しかしこれも冒頭に言いましたように、法改正で法的義務になることはほぼ間違いないと思います。

ヘイトスピーチについては、これも国や地方公共団体にヘイトスピーチの解消に向けた取り組みに関する施策を実施する。自治体に当該地域の実情に応じた施策を講ずるということを求める法律になっています。具体的には相談・啓発・教育がポイントになります。

部落差別解消推進法。これについても法律で「部落差別が存在する」ということを認め、そして「情報化の進展によってこの部落差別が大変な状況になっている」として、「部落差別を許さない」、「解消することが重大な課題」としたうえで「部落差別のない社会を実現する」という目的を明らかにしています。問題はこの法律にも障害者のような禁止規定がなく、「国は差別を解消するための施策を講じなさい」、「自治体は地域の実情に応じた取り組みを実施するように努めなさい」となっています。具体的には相談・教育・啓発、そしてこの法律の特徴の一つは実態調査の実施です。実態調査を実施するという事は、社会問題解決のための処方箋やその施策を考えるうえで非常に重要な取り組みだと思います。現在、国が国民の意識調査やインターネット上の部落差別の実態など4つの調査を実施しています。年度内にこの実態調査を報告するというスケジュールになっていると聞いています。

ハンセン病の問題について、この基本法が改正をされました。「何人もハンセン病患者であったその家族…」という文言が入ったのです。今までは「その家族」というのが入っていませんでした。ハンセン病患者であった者だけだったわけです。しかし、6月の裁判の判決で「何人もハンセン病患者であった者及びその家族に対して、ハンセン病患者であったこと若しくはハンセン病に罹患していることを理由として、又はハンセン病患者であった者などの家族に対して、ハンセン病患者であった者などの家族であることを理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と示されたことで、ハンセン病患者その家族に対して差別をしたらアカンということを経法律で書いたということです。これも禁止規定ではありません。障害者差別解消法のように強くなく、理念規定です。

#### 5. 差別のない社会づくりへ

最後に差別のない社会づくりへということで、一つは何より大事なことは法律の周知だと思います。知らない法律は守られないわけです。交通ルールもそうです。最高速度が60キロだとい

う標識があって、その標識をドライバーが正しく理解をしているということが前提になります。そうでないとこの標識の意味が分からなかったりしたら、一体ここを何キロで走ったらいいのかわからなくなります。これは栃木の実態調査（栃木市「人権問題に関する市民意識調査」2018年1月）ですが、障害者、ヘイトスピーチ、部落差別に関する三つの法律について、その認知度を尋ねています。残念ながら障害者ですら22.5%、ヘイトスピーチは20.4%、部落差別に関しては9.3%という状況です。どれも知らないが54.6%。すなわち、二人に一人ぐらいの市民がこういった法律が施行されているということを知らない。知らないと守れないわけです。

もう一つは普段の努力が必要です。私もかつてはヘビースモーカーでしたが、この数年、煙草を吸う人にとっては環境が激変したと思います。喫煙禁止法や受動喫煙禁止法などができたわけではありません。できたのは健康増進法です。施設を管理する人は受動喫煙の防止に努力をして下さいという法律です。しかしこれは努力をしたわけです。施設を管理する人も「ここで吸ってはだめです」、「ここで吸って下さい」というように分煙を進めたり、また煙草を吸う人も「ここで吸ってはアカン、向こうで吸おう」と、施設を管理する人もたばこを吸う人も努力をした結果、この数年でこれだけタバコを吸う環境、受動喫煙の状況は変化してきたと思うわけです。さらに自治体ではオリンピック、パラリンピックに向けて、国の法律ではまだまだぬるい、徹底せんといかんということで条例等を作って受動喫煙防止対策を進めています。東京都の条例は皆さんよくご存じではないかと思います。

よく「私、関係ないです。私、大丈夫です。差別しませんから」と言う人がいます。本当に、私は関係ない、私は差別をしませんということで差別がなくなるのかどうかということは非常に重要な問題だと思います。

「医学モデル」と「社会モデル」という考え方がありますが、障害というものを考える時に障害というものは一体なんですかという話です。よくあるのは、目が見えないとか耳が聴こえないとか、手足が自由に動かせない、すなわち「〇〇できないこと」が障害と考える。この考えを“医学モデル”と言います。でも医学モデルで障害ということを見ると、“〇〇できない身体”に生まれてきたあなたが不幸ですよとか、“〇〇できない身体”に産んだ親の責任ですよとなるわけです。そうすると障害のない人に負けないように頑張りなさいとか努力しなさいとか、すなわち障害を乗り越えるというようなことが、差別をなくして行く方法になっていくわけです。障害のない人と同じように頑張れる障害者もいらっしゃいます。でも圧倒的に少数者です。ほとんどの障害者が障害のない人と同じように自助努力だけではやっていくことは困難です。そうすると、多くの障害者はあきらめざるを得ないわけです。

これで本当にいいのか。こうして障害者の権利条約や日本の障害者差別解消法は、医学モデルでは駄目だと言ったわけです。そして出てきたのが社会モデルです。〇〇できないことが差別なのではなくて、〇〇できないことをもって排除をする、制限をかける、区別をする、こういう社会のありよう、冒頭にお話しした区別と差別、区別を差別に変える仕組み、この仕組みの中にこそ差別が、障害があるんだという考え方が社会モデルです。この社会モデルという考え方を、国連も世界もそして日本の法律も採用したのです。ですから「障害者を何とかせい」という、障害者が頑張ることを応援するという理屈ではなくて、社会そのものを何とかしよう、社会を変えようという考え方です。これから新しく建物を建てる時は、車いすが必ず通れるような廊下のスペースを確保して下さい、障害を持つ人もこの建物を利用するというを前提に設計をして下さ

いと変わってくるわけです。医学モデルと社会モデルで変わるべき、変えるべきはどちらか。障害者自身が変わる、変えるのではなくて、社会の側こそ変わる、変えるべきではないのかという考え方です。

この社会を構成しているのは実は私たち一人ひとりです。そして差別というのは私とあなたの中に、人と人の中に起こるわけです。外国人と日本人の間、男性と女性の間、部落出身者とそうでない人との間に、この差別というのは起こるわけです。この差別の禁止と合理的配慮の提供が、障害者差別解消法はうまくいきました。差別をなくしていくためには、してはならないことと、しなくてはならないことがある。してはならないことを禁止して、しなくてはならないことを奨励したわけです。このしなくてはならないことを合理的配慮と呼んだということです。ですから、被差別者の取り組みだけでは、差別はなくなりません。障害者がいくら努力しても障害者差別はなくなります。障害者差別というのは、障害者の中にあるのではないからです。障害者がいろいろ努力することは否定しません。しかし、差別をなくしていこうと思ったら当事者だけの努力ではどうにもなりません。部落差別をなくしていこうと考えた時に、被差別部落の中だけをよくして被差別部落の人たちだけを応援しても差別はなくなりません。何故かといえば、部落差別というのは部落の外にあるのだからです。今回の部落差別解消推進法というのは、部落の中をよくする、部落の人を応援するという法律ではないのです。部落差別をつくり出して放置しているこの社会を変えようということです。障害者福祉は障害者に対する施策です。しかし障害者福祉で障害者差別はなくなります。だから障害者差別解消法を作った。障害者差別解消法というのは社会に向けた法律です。

では、障害者差別や部落差別をなくしていく、ヘイトスピーチなど様々な差別をなくしていく責任がある人たちは誰なのかという時に、この法律の主人公は私たち一人ひとりです。私たち一人ひとりの人権感覚が問われているわけです。法律を作って法律が勝手に社会から差別をなくすのではない。法律ができたから行政が差別をなくしてくれるのではない。もちろん法律ができたことそのものの意義もありますし、法律ができたことによって行政が取り組まざるを得なくなったということも大事です。でもそれ以上に大事なことは社会を変えようという議論をした時に、社会を構成している私たち一人ひとりが変わるということが、社会を変えようということになるということを考えて欲しいと思います。そのためには何か決まった方法があるわけではないということです。こうすればなくなるというような、何か解決策が準備されているわけではありません。私たちが作り上げてきたように私たちがなくしていく、そういった創意工夫や不断の努力というもの、差別をなくしていくためにそれぞれの職場でそれぞれの企業がどんなことができるのかというところから始めて行かざるを得ないのではないかと思います。

時間になりましたのでこれで終わりたいと思います。最後までご清聴ありがとうございました。